

地域公共交通計画の概要

1. 社会的背景

- 大都市部・地方部を問わず、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で「移動」は欠かせない存在です。
- しかしながら、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきています。
- わが国でこれまで続いてきた、「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造が難しくなってきている中で、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっています。

2. 地域公共交通計画の策定

- 上記の背景のもと、令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、**地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が、全ての地方公共団体において「努力義務」となりました。**
- 地域公共交通計画は、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、**地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会（地域公共交通会議）」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成**していくものです。

3. 地域公共交通計画に求められる内容

- 地域公共交通計画に記載が必要な事項については以下のとおりです。

- ① 地域公共交通に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に必要と認める事項



4. 茅ヶ崎市でのこれまでの計画策定状況

- 茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市総合交通プラン」（平成14年3月）及び「茅ヶ崎市乗合交通整備計画」（平成17年7月）に基づき、主にコミュニティバス「えぼし号」の運行やサイクル&バスライドの実施など、各種交通政策を展開してきました。
- 両計画が令和2年度で終了したことに伴い、これらの計画による成果を踏まえ、今後の茅ヶ崎市において必要な内容を整理し、新たに地域公共交通計画を策定します。
- これまでの計画は、コミュニティバスの路線の充実など、サービスの拡大が主でしたが、拡大傾向であった当時と比べて交通に関する資源が乏しくなる状況において、その資源をいかに有効に生かしていくのかが重要です。そのため、策定からかなりの年数が経過した両計画は社会情勢の変化により考え方自体を改める必要があります。

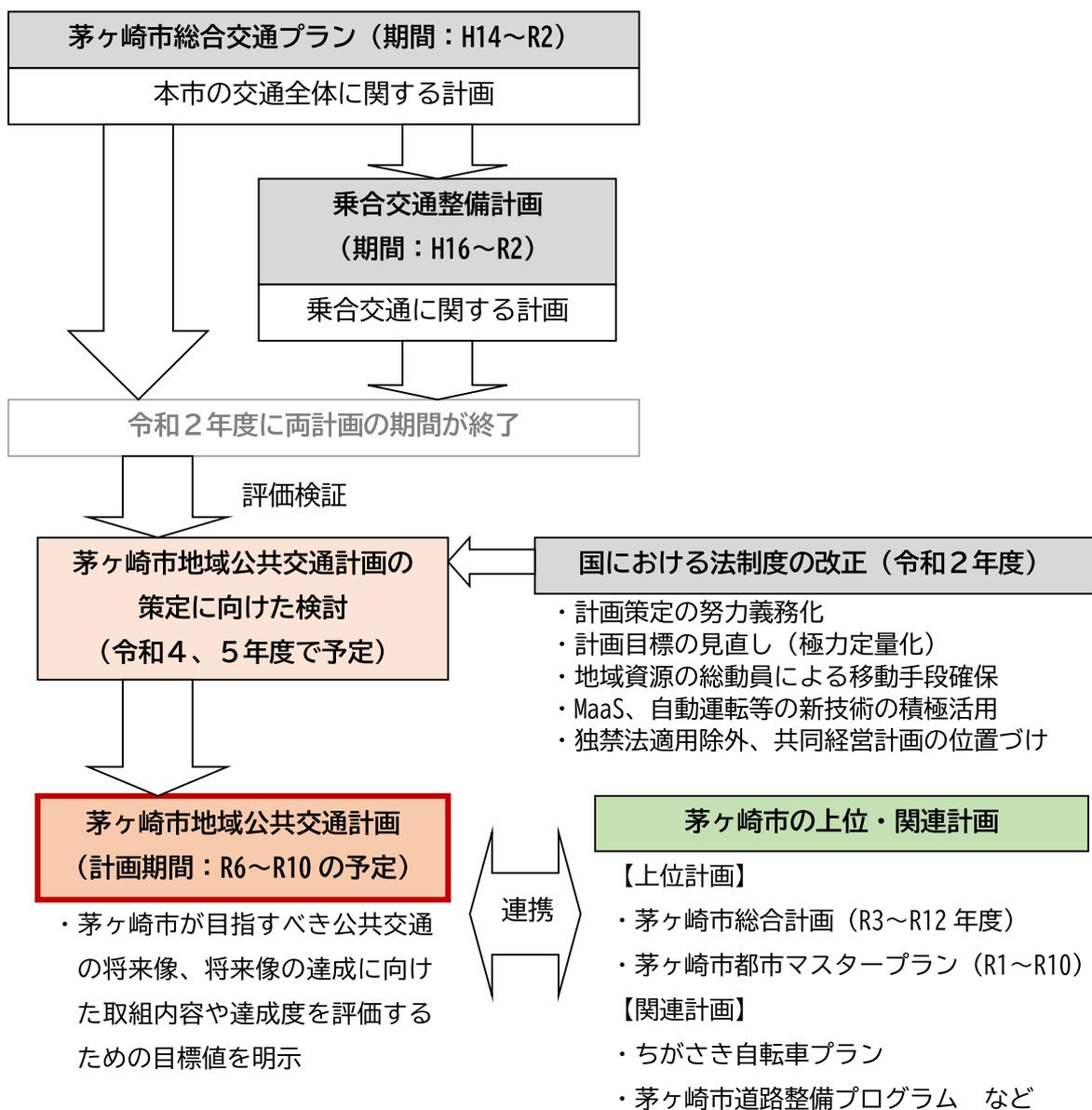


図 これまでの計画策定状況と茅ヶ崎市公共交通計画の位置づけ